

「経営事項審査の受審の特例について」の概要

■ 特例措置の内容

建設業法施行規則第18条の2の規程により、法第27条の23第1項の建設業者は、同項の建設工事について発注者と請負契約を締結する日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていなければならないとされているところ、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者について、令和2年5月29日から令和3年1月31日までの間に限り、平成30年10月29日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていれば足りることとされた。

■ 特例措置の解説

経審の有効期限が上記の期間に切れてしまう場合、特例措置により令和3年1月31日まで有効期限が延長されます。（下図【ケース2】、【ケース3】参照）

なお、特例対象となる審査基準日の開始日については、解釈により異なる可能性がある（下図【ケース2】【ケース4】参照）ことから、詳細は所管する行政庁へ確認いただくよう願います。

（図示）

